

**熊本県告示第386号**

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱を次のように定める。

平成15年4月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が行う物品及び役務（建設工事並びに測量、調査、試験、設計等の建設工事に係る委託及び道路等の公共土木施設の維持管理に係る委託を除く。以下同じ。）（以下単に「物品等」という。）の調達において、障害者の雇用の促進及びその職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とし、促進企業、支援企業及び授産施設等から物品等の調達を行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。次号において「法」という。）第2条第2号から第5号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者及び重度知的障害者並びに障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の4第1号に規定する者（以下「精神障害者」という。）をいう。

(2) 促進企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定するもので、当該事業を県内で営んでいるもののうち、次のすべてに該当するものをいう。

ア 物品の購入契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「要領」という。）又は熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による競争入札の参加資格を有していること。

イ 法第14条の規定の例により算定した県内の本店、支店等で常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障害者である労働者の数の割合が100分の1.8以上であること。ただし、その雇用する労働者が精神障害者の場合にあつては、常時雇用であるか短時間雇用であるかを問わず、その障害者雇用数に算入する。

(3) 支援企業 授産施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った事業者をいう。

(4) 授産施設等 県内の次の施設をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者授産施設及び「身体障害者福祉工場の設備運営の取扱いについて」（昭和47年7月24日社更第130号厚生省社会局更生課長通知）に基づく身体障害者福祉工場

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日厚生省発児104号厚生事務次官通知）に基づく知的障害者福祉工場

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第2号及び第4号に規定する精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場

エ 社会福祉法第2条第2項第7号に基づく授産施設

オ 障害者親の会又は障害者団体等が実施主体となつて、地域において障害者の就労、創作活動及び生活交流の場を提供する作業所

(5) 事業所 県内に本店をおく事業者にあつては本店、県外に本店をおく事業者にあつては県内の支店等をいう。

(登録の申請)

第3条 登録の申請方法は次のとおりとする。

(1) 促進企業として登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書（別記様式第1号）により知事に申請しなければならない。

(2) 支援企業として登録を受けようとする者は、授産施設等支援企業登録申請書（別記様式第2号）により知事に申請しなければならない。

2 知事は、促進企業又は支援企業が前項各号の登録を受けようとする場合は、次のものを一つ特定させなければならない。

(1) 登録を受けようとする業種（ただし、促進企業にあつては、要領又は要綱に基づく入札参加資格申請において第1順位で希望している業種とする。）

(2) 第8条第2号及び第9条第1項に規定する事業所

3 申請書の提出期間は、毎年5月1日から5月31日まで（県の休日を除く。）とする。ただし、その提出期間中に、前条第2号又は第3号に該当しなかった者の提出は随時とする。

(登録)

第4条 知事は、前条の申請があつた場合において、内容を審査し、第2条第2号又は第3号に該当すると認めるときは、登録者名簿（以下「名簿」という。）（別記様式第3-1、3-2号）に登録するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果を、障害者雇用促進企業等審査結果通知書（別記様式第4号）により当該申請書に通知するものとする。

3 登録の有効期間は、登録日から当該日の属する会計年度の翌年度の6月30日までとする。（名簿の公表）